

## 清涼飲料水自動販売機設置業者募集要項

揖斐広域斎場での清涼飲料水自動販売機設置業者（以下「設置業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込み下さい。

### 1 公募物件

(所在地)

岐阜県揖斐郡大野町大字松山小字松山470番地

(施設名)

揖斐広域斎場

使用許可場所	使用許可台数・面積	最低使用料	位置
待合いホール 自販機コーナー	1台 3.49㎡	2台月額	別添
式場 自販機コーナー	1台 1.89㎡	0,000円	

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たすこと。

(1) つぎのアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、公正手続開始の決定もしくは再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。

ウ 揖斐郡内の各町いずれかで指名停止措置を受けている者

(2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 揖斐郡内のいずれかの町との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造

を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 揖斐郡内のいずれかの町が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ 落札者が揖斐郡内のいずれかの町との契約を締結すること又は揖斐郡内のいずれかの町との契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により揖斐郡内のいずれかの町が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由なくして、揖斐郡内のいずれかの町との契約を履行しなかった者。

カ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しないこと。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

(5) 事故・故障等の際、自己の責任において即刻対応でき、かつ相応の補償能力があるもの。

(6) 揖斐郡内で清涼飲料水の自販機を設置した実績のあるもの。

(7) 別添「清涼飲料水自動販売機設置に係る仕様書」の内容を遵守できること。

(8) 国税、市町村民税等の滞納がないこと。

### 3 公募条件等

(1) 使用料等

## ア 使用許可の期間

使用許可の期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日（原則として1年）とします。

ただし、本契約期間満了時において、契約を継続しない場合は、相手方に対し、本契約期間満了の3ヶ月前までに通知するものとする。

本通知がなされない場合は、本契約は、さらに同一の条件で、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

なお、事務処理その他の都合により、使用許可の始期が遅れる等、当初の予定どおりに使用許可できない場合があります。

この場合、使用許可の始期の遅れ等により使用者に必要な経費や有益費等の損失が生じても、広域連合はこれを補償しません。

## イ 使用料

最低使用料 月額20,000円

使用料は揖斐広域連合が発行する納入通知書により、揖斐広域連合の指定する期限までに納入して下さい。

## 4 設置業者の決定

設置業者の決定は「2 応募資格要件」に定める内容をすべて満たす者で、応募価格（提案使用料）が「3 公募条件等」で揖斐広域連合が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を設置業者に決定します。

## 5 応募申込手続

### (1) 申込受付期間（持参又は郵送）

平成30年2月5日（金）から平成30年2月19日（月）15時まで

#### ア 持参される場合

申込受付期間内の平日の9時から12時まで、13時から17時までに揖斐広域連合ま

で持参して下さい。(但し、19日は15時まで)

#### イ 郵送される場合

書類郵便にて、上記期間に必着となるように揖斐広域連合へ送付して下さい。

なお、上記に該当する応募者のうち、同額の者が2者以上あった場合は、当該応募者の立ち会いの下、くじにより決定します。

平成30年2月19日(月)13時30分見積合わせを行いその後、広域連合において応募価格が最高額であった者の資格等の審査を行います。審査段階で、応募価格最高額の者が応募資格要件を満たさないことが判明した場合は、応募価格第2位の者の資格審査を行います。以下順次繰り返すことにより平成30年2月23日(金)までに営業者を正式決定する予定です。

#### (2) 必要な書類(各1部)

ア 応募申込書(指定様式)

イ 誓約書(指定様式)

ウ 販売品目(指定様式)

キ 印鑑証明(3ヶ月以内に発行されたもの)

※印鑑証明については、応募価格最高額で応募した方のみ下記の日時まで  
参して下さい。 期日までに提出がなかった場合、応募は無効とします。

提出期限 平成30年2月19日(月)15時まで(時間厳守)

#### (3) 決定後の通知及び公表について

上記のとおり決定された後、各応募者へ決定された設置業者名及び決定金額を通知します。

また、揖斐広域連合ホームページにおいて、設置業者及び決定金額を掲載します。

#### (4) 注意事項

ア 指定日までの申し込みは一切受け付けません。

- イ 受付時間を過ぎた場合は一切受け付けません。
- ウ 応募申込書への金額の記入には、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に 円 を記入して下さい。
- エ 使用する通貨単位は、日本国通貨 「円」 に限ります。
- オ 応募申込書に押印する印鑑は、必ず法人印、代表者印両方を押印して下さい。
- カ 提出済みの応募申込書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。
- キ 書類の記入は、ボールペン又は万年筆で行ってください。
- ク 次のいずれかに該当する応募は、無効とします。
  - (ア) 指定された応募申込書以外で応募したとき。
  - (イ) 1社で2枚以上の応募申込書を提出したとき。(全て無効)
  - (ウ) 記載内容に訂正がされているとき。
  - (エ) 主要事項の記載が明確でないとき、又は漏れているとき。
  - (オ) ボールペン又は万年筆で記入されていないとき。
  - (カ) 応募者が協定して応募したとき、その他応募に際し不正の行為があったと認められるとき。
  - (キ) その他応募に関する条件に違反したとき。
- ケ 提出された書類の返却は行いません。
- コ 応募申込書は、揖斐広域連合総務課にて用意しております。

## 6 質問の受付

### (1) 質問受付期間

平成30年2月5日(月)～平成30年2月9日(金) 17時まで

質問は、下記の Fax または E-mail でのみ受け付けます（様式自由）

なお、広域連合において、本事業の実施に関係がないと判断した質問に対してはお答えしませんので、予めご了承ください。

【問い合わせ先】

揖斐広域連合 総務課 （Fax:0585-21-0126）

担当 所 E-mail : [nukumori-kaigo@ibikoiki.jp](mailto:nukumori-kaigo@ibikoiki.jp)

(2) 回答

平成30年2月13日（火）中に、揖斐広域連合ホームページにて掲載します。

7 使用許可申請の手続き

設置業者に決定した者は、平成30年2月26日（月）までに、自動販売機設置場所として使用する部分について、行政財産使用許可申請書を提出してください。

併せて、「2 応募資格要件（7）」に記載する事項の滞納がないことを証する書類を提出してください。

8 設置業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置業者としての決定を取り消すことができる。設置業者はこの場合に生じた損失を揖斐広域連合に請求することができない。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合。

(2) 設置業者が応募者の資格を失った場合。

9 その他

使用許可の手續に関する一切の費用については、設置業者の負担とします。

## 清涼飲料水自動販売機設置に係る仕様書

### 1 使用許可物件

岐阜県揖斐郡大野町大字松山小字松山470番地 揖斐広域斎場

使用許可場所	使用許可台数・面積	最低使用料	位置
待合いホール 自販機コーナー	1台 3.49㎡	2台月額	別添
式場 自販機コーナー	1台 1.89㎡	20,000円	

### 2 経費の負担

電気料金は、揖斐広域連合が負担。

### 3 使用条件等

(1) 設置業者は、揖斐広域斎場の一部を使用していることを十分認識し、常に良好な状態で使用すること。また、第三者に下請けさせ、もしくは委任しないこと。

(2) 揖斐広域斎場の出入口開閉時間等

開門時間は8時30分、閉門時間は17時15分とする。

(3) 物品類の搬入・搬出について

空き缶・ペットボトル等の回収容器を設置し、定期的に回収すること。また、販売品の搬入及び空き缶等の搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮すること。駐車場所及び搬入出経路は、あらかじめ揖斐広域斎場の指示を受けた方法によるものとする。

(4) 自動販売機で販売する清涼飲料水は、アルコール類（アルコール類に準じる飲料水を含む）、ブリック容器入り清涼飲料水、設置場所で水道水を加えて販売する清涼飲料水を販売しないこと。

(5) 自動販売機設置以外の用途に使用しないこと。

(6) 自動販売機に故障時等の連絡先を明記することとし、事故・故障等については、

設置業者の責任において処理すること。

(7) 使用許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示は認めない。また、使用許可を受けた場所での張り紙、看板等についても揖斐広域連合と協議すること。

(8) 設置許可期間中に1回以上自動販売機の下面、背面、側面及び設置スペースを清掃すること。

(9) 地震、台風等の各種災害、事故、その他社会的影響の大きな災害等が発生し許可スペースが必要と連合長が判断したときは、自販機を設置業者が撤去し、揖斐広域連合が必要なスペースを使用できるものとする。

なお、この場合における使用料等の取扱いについては、その都度、協議するものとする。

#### 4 損害賠償

設置業者の責任により使用物件の全部または、一部に損害を与えたときは、設置業者は揖斐広域連合に対し損害額に相当する金額を賠償すること。

#### 5 原状回復

設置業者は、使用許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに現状回復すること。

#### 6 参考データ

(1) 年間火葬件数	平成27年度	728件
	平成28年度	795件
(2) 年間通夜件数	平成27年度	266件
	平成28年度	249件

(2) 休場日は、1月1日及び友引の日

#### 7 その他

この仕様書に定める内容のほか、使用に関して調整が必要な事項が生じた場合は、揖斐広域連合と協議しなければならない。



# 応 募 申 込 書

平成 年 月 日

揖斐広域連合長 様

住所

氏名

印

電話

清涼飲料水自動販売機設置業者募集について、応募要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

## 1. 使用許可場所及び提案使用料

所 在 地 岐阜県揖斐郡大野町大字松山小字松山470番地

使用許可場所 待合いホール及び式場自販機コーナー

許 可 面 積 5.38㎡ (2台分)

応 募 価 格

							円
					0	0	

- 1. 応募価格は、揖斐広域連合が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- 2. 応募価格は、自販機2台の月額使用料とし、百円単位で記入すること。
- 3. 金額はアラビア数字で記入すること。
- 4. 初めの数字の頭に¥を入れること。

## 2. 添付書類

- ア 誓約書 (所定様式)
- イ 販売品目 (所定様式)

# 誓約書

私は、揖斐広域連合が実施する清涼飲料水自動販売機設置業者の募集の申込に当たり次の事項を誓約します。

1. 応募申込書の提出に際し、清涼飲料水自動販売機設置業者募集要項について十分理解し、承知の上で、申し込み、参加します。
2. 清涼飲料水自動販売機設置業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を満たしています。
3. 清涼飲料水自動販売機設置業者の決定に関して、揖斐広域連合ホームページに事業者及び決定金額を掲載することに同意します。

平成 年 月 日

揖斐広域連合長 様

住 所

氏 名

印

## 販 売 品 目

商品名	提供価格	備考

(注) この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している商品名、提供価格（税込み）を記載する。記載欄が足りないときは、コピーして使用可。

斎場棟

火葬棟

待合棟

